

### コミュニティ助成事業



(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。この宝くじの助成金により、安全な地域づくり・共生のまちづくりや地域コミュニティ活動の活性化を図るため、各地域などで活用されました。

○虹ヶ丘自治会  
コミュニティセンターを新築し、エアコン、照明器具、物置、イス、テーブル、書庫などの備品を設置しました。

○伊賀市消防団  
携帯型デジタル簡易無線機 41 台を配備しました。

【問い合わせ】  
○大山田支所  
☎ 47-1150 FAX 46-0135  
○消防本部地域防災課  
☎ 24-9115 FAX 24-9111

**「ヘルプマーク」を知っていますか？**

援助や配慮を必要とする人が伝えやすく、支援ができる人が気づきやすくなる「おもいやりの絆」をつなげるマークです。

【問い合わせ】 障がい福祉課  
☎ 22-9656 FAX 22-9662  
✉ shougai@city.iga.lg.jp

**24 ページの答え / ②仏頭のみ**

東大寺を復興した重源が建仁2年(1202)に建立した新大仏寺は寛永12年(1635)の暴風雨と山崩れで埋没し、芭蕉翁が訪れた貞享5年(1688)には発掘された仏頭だけが石の上に安置されていたことが『笈の小文』に書かれています。

※設問と回答は「伊賀学検定 370 問ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集)から抜粋

### 集落営農を支援します

集落営農とは、集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組むことです。市では高齢化や後継者不足などの課題解決に取り組む集落営農組織を支援します。

- ◆補助事業の内容  
※4月から翌年3月末日までに実施・完了する事業に限ります。
- 【対象】  
次の要件をすべて満たす組織  
○集落営農活動を行うとともに、集落環境と機能維持につながる活動を行うとする組織  
○市内に拠点があり、市内で営農を行っている組織  
○集落内の合意によって組織し、営農活動を継続することができると見込まれる組織  
○定款・規約などの定めがあり公正な運営が見込まれる組織
- 【対象事業】  
①省力化技術を活用した農業用機械機具購入費助成  
※ラジコン草刈機や農業用ドローンなど遠隔操作による作業省力化技術に関する機械を優先採択します。  
②農業用機械機具購入費助成  
③施設の新築・改修費助成
- 【補助額】 ※予算の範囲内  
事業費の20%以内(スマート農業に関する機械は40%以内)  
①③上限200万円(千円未満切り捨て)  
②上限100万円(千円未満切り捨て)  
※下限はいずれも20万円
- 【申請期間】  
1月15日(月)～2月22日(日) ※必着
- 【審査・選考方法】  
書類審査・選考を行い、3月末に結果を通知します。  
申請書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 【申請先・問い合わせ】 農林振興課  
☎ 22-9713 FAX 22-9715  
✉ nourin@city.iga.lg.jp

### 下水道使用料の激変緩和措置 軽減(調整)率の変更

市では、令和5年2月の下水道使用料改定後、急激な下水道使用料の増減を緩和するため、段階的な激変緩和措置を行っています。

令和5年2月使用分から令和6年3月使用分までは、新旧の使用料を比較して算出した増減額に対し75%の軽減(調整)を行っています。令和6年4月使用分から令和8年3月使用分までは、軽減(調整)率を50%に変更し適用します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

【激変緩和措置の適用期間と軽減(調整)率一覧】

適用期間	軽減(調整)率
令和5年2月使用分～令和6年3月使用分	75%
令和6年4月使用分～令和8年3月使用分	50%
令和8年4月使用分～令和10年3月使用分	25%

※旧人頭制区域の激変緩和対象の人は、居住人数の変更があった場合には届け出てください。

【問い合わせ】 上下水道部営業課  
☎ 24-0003 FAX 24-0006

**防災・情報アプリ HAZARD ON で配信中!**

- 災害緊急情報
- 気象情報
- 地震情報
- 土砂災害情報
- 火災情報
- 行政情報
- 自治協議会・自治会からのお知らせ

【問い合わせ】 防災危機対策局  
☎ 22-9640 FAX 24-0444  
✉ kikikanri@city.iga.lg.jp

# 救命サポーターアプリをご活用ください

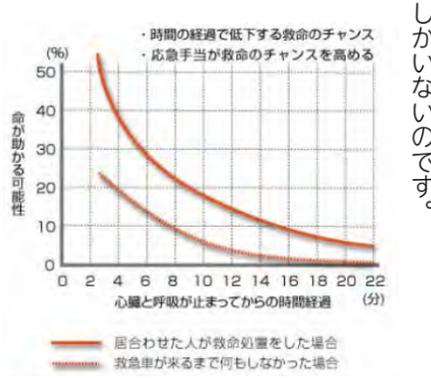
## みんながいつでも使えるAED@V1

ごまごまするとき、直ちにAEDを使うためには、自分の職場や通勤路上、初めて訪れる場所などのどこにAEDがあるのか、あらかじめ知っておくことが大切です。

全国どこにいても使えるAEDマップアプリ「救命サポーターアプリ」は、人が倒れる場面に遭遇した時、皆さんの救命行動を支援するスマートフォンアプリです。その中にあるAEDナビは、救命サポーターにより登録・更新された最新の正確な情報をAEDマップ上に表示し、位置情報をもとに「最寄りのAED」を確認することができます。

いざという時のために、アプリをダウンロードして活用ください。

詳しくは市ホームページ、日本AED財団ホームページをご覧ください。



- ◆AED@V1の主な機能
- 近くのAEDを検索し道案内してくれる機能
  - 周囲のAED設置情報を登録する機能
  - 119番通報のガイド機能
  - 救命処置を学ぶ機能 など

◆AEDとはどんなもの？  
AEDは日本語で「自動体外式除細動器」といいます。心臓の状態を自動で判断することが可能で、必要に応じて電気ショックを行える安全な医療機器です。AEDのおかげで、誰でも電気ショックを行って人の命を救うことができます。

◆どうしてAEDが必要なの？  
日本では毎日多くの人々が心臓突然死で命を失っています。その原因の多くは「心室細動」という重篤な不整脈です。心室細動になると心臓は震えるのみで血液を送り出せなくなり、心停止の状態となります。心室細動からの救命には迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショックが必要で、心臓とAEDによる電気ショックが1分遅れるごとに救命率は約10%低下します。

救急車が到着するのを待っていては命を救うことはできません。突然の心停止を救うことができるのは、その場に居合わせた「あなた」しかいないのです。

◆民間事業所などのAED使用にあたって  
民間事業所などのAEDを使用する場合は、次の点についてご確認ください。

- 使用可能時間内であっても、施設の稼働状況などにより使用できない場合があります。
- 市民の皆さんがAEDを使用した場合は、使用者に消耗品の負担をお願いする場合があります。

◆AED設置情報の登録にご協力ください  
市消防本部では、救命サポーターに団体サポーターとして登録し活動しています。

皆さんと一緒に正確なAED設置情報を共有し、AED使用による救命率向上をめざします。

AED設置情報登録にご協力いただける事業者は、ホームページから登録をお願いします。

AED設置情報登録